

(様式第1-1号)

※ 太枠内に記入し、添付書類(※)とともにご提出ください。

福岡市国際会館「国際交流フロア」施設利用 団体登録申請書

令和 年 月 日

(あて先)公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団

理事長 様

当団体は、「福岡市国際会館国際交流フロア利用規則」に同意し、下記のとおり団体登録を申請します。

(フリガナ) 団体名			
代表者氏名		(印)	
利用 責任者 連絡先	氏名		
	住所 (所在地)	〒 - 福岡県	
	電話・FAX	電話	FAX
	Eメール	@	
会員(利用者)数	計()人 うち留学生()人, その他外国人()人		
利用目的・ 活動内容	福岡市国際会館国際交流フロア利用規則第2条第1項第 号に基づく事業として,		
利用予定期間	年・月・週 () 回 (主に 曜日)		
会費	年・月 () 円 (教材費を含む・含まない)		
専任講師 (あれば)	氏名		
	学校	()大学 学士・修士・博士 ()年次	

※添付書類 (新規設立団体は、「3」を省略することができます。)

- 1 定款・規約・会則等
- 2 収支予算書 (※ 会費を徴収しない場合は、不要です。)
- 3 団体の活動実績が分かる資料(例: 活動報告書・会報誌・イベントのチラシ・HPのコピー等)
- 4 事業計画
- 5 役員名簿
- 6 誓約書

※個人情報をも本フロア利用に関する目的以外に使用することはありません。

※財団使用欄

福岡市国際会館国際交流フロア利用規則第3条第1項を満たす団体として、下記のとおり承認します。

(決裁)令和 年 月 日			登録番号	登録期限
事務局長	課長	担当者		

福岡市国際会館国際交流フロア利用規則（抜粋）

（利用対象事業）

第2条 国際交流フロア各施設の利用対象事業等は次のとおりとする。

- (1) 国際交流事業
 - (2) 国際理解・国際協力事業
 - (3) 在住外国人支援事業（特定の個人を支援する事業を除く）
 - (4) 前3号に掲げるほか、福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という）が特に必要と認める事業
- 2 ロビーにおいては、利用対象事業の休憩・打合せ、チラシ・図書等の閲覧及び入居者・留学生の勉学に限る。

（利用対象者）

第3条 国際交流フロア各施設（ロビーを除く）を利用できるのは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 福岡都市圏（別表1で定める市町村の区域）に所在地のある非営利の団体であること。
- (2) 宗教、政治及び営利活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

2 前項の団体は、施設利用にあたり、第11条に定める施設利用手続きにより事前に財団の許可を受けなければならない。

（団体登録）

第4条 第3条に規定する利用団体は、団体登録を行うことができる。

- 2 前項の団体は、第11条第2項の利用申請手続きにおける添付書類の提出を省略することができる。
- 3 登録期限は登録承認日が属する年度の翌年度末日とする。

（団体登録の申請方法）

第5条 団体登録を申請しようとする団体は、福岡市国際会館「国際交流フロア」施設利用団体登録申請書（様式第1-1号）（以下、「登録申請書」という）及び同申請書に記載された添付書類を財団へ提出しなければならない。

2 財団は、前項の申請書等の内容を審査し、団体登録の可否を団体に通知し、登録可の場合は登録証（様式第1-2号）を申請団体へ交付する。

（登録の変更）

第6条 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更の内容を登録事項変更届（様式第2号）により財団へ届けるものとする。

（登録の抹消）

第7条 財団は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を抹消することができる。

- (1) 第3条1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請事項に虚偽の内容があったとき。
- (3) 登録団体が解散したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、財団が登録を抹消する必要があると認めるとき。